

御意見の概要	御意見に対する考え方
<p>本改正による、いわゆる添付省略制度が広く活用されるために、当該制度を利用した動産・債権譲渡登記申請が、当該登記申請人の法人登記が審査・処理中であることにより却下されることを回避するための手当を設けるべきである。</p>	<p>本件改正は、動産譲渡登記若しくは債権譲渡登記等（以下「譲渡登記」といいます。）の申請又は譲渡登記の登記事項証明書の交付申請に係る手続として、登記申請書又は登記事項証明書交付申請書に法人の登記事項証明書を添付する場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第11条の規定に基づき当該法人の登記事項証明書の添付を省略することができるようにするものです。</p> <p>譲渡登記申請において、申請人である法人が別途法人登記を申請中である場合には、登記所が同法に基づき当該法人の登記情報を確認することができないため、従前どおり、動産・債権譲渡登記規則に基づき当該法人の登記事項証明書の添付が必要となります。</p> <p>また、譲渡登記は、第三者対抗要件の具備に関わるものであり、登記が遅れることによる当事者の不利益を避けるために即日処理を原則としていることから、不動産登記法（平成16年法律第123号）第25条又は商業登記法（昭和38年法律第125号）第24条のような登記申請に不備があった場合に相当の期間を定めて申請人に補正を認める旨の定めは置かれておりません。</p> <p>そのため、法人の登記事項証明書の添付が必要となる場面で、それがかなわない場合には、登記申請を取り下げていただくか、動産・債権譲渡登記令（平成10年政令第296号）第11条第4号に基づき即日却下せざるを得ないこととなりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、いただいた御意見は今後の制度の検討等の際に参考とさせていただきます。</p>

なお、検討の結果、省令案の改正後の第13条第3項「若しくは第二号」を「若しくは同条第二号」とし、附則の「（施行期日）」の記載を削除する修正を行いました。